

奈良県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北郡
山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があ
った。

平成二十七年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	高塚 康文	大和郡山市北郡山町三三二
〃	南本 弘美	〃 植槻町三一二
〃	松下 悦子	〃 北郡山町七二九
〃	馬場 吉秋	〃 城北町五一九
〃	南本 忠夫	〃 九条町八〇二―二
監事	藤村 孝友	〃 北郡山町七三七
〃	坂口 千久子	〃 一八二―二五

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	高塚 康文	大和郡山市北郡山町三三二
〃	南本 弘美	〃 植槻町三一二
〃	松下 悦子	〃 北郡山町七二九
〃	植木 義昭	〃 城北町三一―
〃	南本 忠夫	〃 九条町八〇二―二
監事	馬場 吉秋	〃 城北町五一九
〃	坂口 千久子	〃 北郡山町一八二―二五